

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載された診療情報提供書（以下「書類」という。）を誤送付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者生年月日、患者 I D、診療情報

2 事案の経過

○令和6年9月14日（土）

- ・入院中の患者の書類を医師が作成し、紹介元の医療機関 X へ F A X にて送付するよう、医事委託職員に依頼した。
- ・医事委託職員は書類の前に付ける F A X 送付票に宛名を転記する際、本来は書類にある医療機関 X の名称を転記するところ、誤って類似名称の医療機関 Y の宛名を記載のうえ、その名称にて F A X 番号を検索し、誤送信した。

○9月17日（火）

- ・医療機関 Y から架電にて、受診歴がない患者の書類が F A X にて届いたと連絡があり、誤送付が発覚した。
- ・その後、改めて医事職員が医療機関 Y に架電にて謝罪するとともに、書類を破棄するよう依頼し、書類は破棄された。
- ・医事職員が入院中の患者に本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

3 誤送付の原因

- ・医事委託職員が書類の前に付ける F A X 送付票に宛名を転記する際、医療機関 X の名称を転記するところ、誤って類似名称の医療機関 Y の宛名を転記のうえ、その名称にて F A X 番号を検索し、誤送信したため。

4 再発防止策

○事案発生部署に対し、以下の点を改めて周知した。

- ・患者の書類を送付する際は、送付先の名称等に誤りがないか、複数人によるダブルチェックを行うこと。
- ・事前に送信先へ架電にて F A X 送信する旨を連絡し、患者の受診歴を確認すること。

以 上